

医療法人恕泉会 介護老人保健施設 ピアハウス高知
運 営 規 程

第1条 医療法人恕泉会が開設する介護老人保健施設ピアハウス高知が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、介護保険法第97条第1項から第3項まで（厚生省令第40号）の規定に基づき、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（施設の目的）

第2条 要介護者に対し、すみやかな自立と家庭復帰を願い、残存機能の出来る限りの回復と向上を図り、家庭的雰囲気の中で自発的な活動を促しつつ、リハビリテーションを中心とした医療サービスと日常生活訓練をかねた介護を並行して一体的に提供する。また、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 ピアハウス高知は、ノーマライゼーションの原則を踏まえ、居宅介護支援事業者その他保健・医療・福祉サービス提供者はもとより、関係行政機関との密接な連携に努めると共に、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視して運営することを基本とする。

2 要介護者が能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、施設サービス計画に基づいて、看護及び医学的管理下における介護、リハビリテーションその他必要な医療ケアとサービスを行い、家庭への復帰を促進させるものとする。

3 要介護者の意志及び人格を尊重し、常に要介護者の立場に立ってサービスの提供に努める。

4 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（名称及び所在地）

第4条 名称及所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 医療法人恕泉会 介護老人保健施設 ピアハウス高知
- (2) 所在地 高知県高知市塚ノ原36番地

（従業員の職種、員数）

第5条 従業員の職種、員数は次の通りとする。

- (1) 管理者 1人

(2) 医師	1人以上
(3) 看護師及び准看護師	5人以上
(4) 介護職員	20人以上
(5) 支援相談員	1人以上
(6) 理学療法士・作業療法士及び言語聴覚士	3人以上
(7) 管理栄養士	1人以上
(8) 介護支援専門員	1人以上
(9) 薬剤師	1人以上（兼務）
(10) 歯科衛生士	1人以上（兼務）
(11) 調理員	3人以上
(12) 事務員	1人以上

2 前項に定めるものの他、必要に応じ従事者の増員又はその他の従事者をおくことができる。

（職務内容）

第6条 従業者の職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者

従業者を指揮管理し、施設の業務を統括し運営管理に万全を期する。

(2) 医師

利用者の病状に応じて、妥当適切に診察を行い、施設全般の管理を行う。

(3) 看護師及び准看護師

利用者の病状及び心身の状況に応じて、看護及び介護を行う。

(4) 介護職員

利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常生活上の介護を行う。

(5) 支援相談員

利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(6) 理学療法士・作業療法士及び言語聴覚士

利用者の病状及び心身の状況に応じて、リハビリテーションを行う。

(7) 管理栄養士

利用者の病状及び心身の状況と嗜好に応じて栄養計画を立てるとともに、栄養状態の管理、食事相談を行う。

(8) 介護支援専門員

利用者の施設サービス計画の作成に関する業務を行うとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

(9) 薬剤師

医薬品の鑑定・保存・調剤・交付に関する業務を行う。

(10) 歯科衛生士

介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を行う。

(11) 調理員

献立に基づく調理全般に関する業務を行う。

(12) 事務員

施設の運営及び管理に関する事務全般の業務を行う。

(入所定員)

第7条 当施設の入所定員は50名とする。

(短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護を含む)

(施設サービスの内容)

第8条 利用者に提供するサービスの内容は次の通りとする。

介護保健施設(Ⅰ) : 看護・介護職員 3:1

: 夜勤2人以上

リハビリテーション : 理学療法士又は作業療法士常勤1人以上

栄養管理 : 管理栄養士常勤1人以上

2 要介護者の心身の状況及び病状を適切に把握し、療養上必要な診察、看護、介護、リハビリテーションその他のサービスを提供する。また、1週間に2回以上入浴又は清拭を行う。

3 サービスの提供に当たっては、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理とする。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

1 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。

2 利用料として、居住費・食費、特別な食事の費用、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、別途資料(利用約款別紙1から4)に掲載の料金により支払いを受ける。

3 「食費」および「居住費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額については、別途資料(利用約款別紙1から4)をご覧ください。

4 厚生労働大臣が定める基準(介護報酬告示)及び利用料については事業所内の見やすい場所に掲示または閲覧可能な媒体で設置をする。

(施設利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、療養中においては施設が定める利用上の約款に従わなければならない。

(サービス提供上の留意事項)

第11条 サービスの提供に当たっては、入所申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い同意を得るものとする。又、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上の必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

(身体の拘束等)

第12条 原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第13条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- (5) 当該施設職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等関係機関に通報するものとする。また、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

(褥瘡対策等)

第14条 利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(非常災害対策)

第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底……随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (6) (5)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第16条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理)

第17条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討

する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
 - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
 - 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(ハラスメント対策)

第18条 事業所のハラスメント対策については、医療法人恕泉会の定める規定及び指針に沿って行動し、又、利用者及び家族・事業所間等のハラスメント行為に関しては、当事業所が定める別紙に沿って対応するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第19条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第20条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 従業者は、従業者である期間および従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を他に漏らしてはならない。
- 3 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、居宅介護支援事業者等に対して利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者又はその家族の同意を得る。

(苦情の対応)

第21条 提供した施設サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応する。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

2 適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人恕泉会介護老人保健施設ピアハウス高知が定めるものとする。

(附則)

この規程は平成12年4月1日から施行する。

この規程は平成13年1月1日から、改定施行する。

この規程は平成13年4月1日から、改定施行する。

この規程は平成14年7月1日から、改定施行する。

この規程は平成15年4月1日から、改定施行する。

この規程は平成16年7月1日から、改定施行する。

この規程は平成17年10月1日から、改定施行する。

この規程は平成24年11月1日から、改定施行する。

この規程は平成27年4月1日から、改定施行する。

この規程は平成30年4月1日から、改定施行する。

この規程は令和1年10月1日から、改定施行する。

この規程は令和3年4月1日から、改定施行する。

この規程は令和6年4月1日から、改定施行する。